

国立公文書館のインターネット接続サービス等一式 意見書への回答

項番	頁	項目	行	意見対象の要件文言	意見概要	提出の理由	修正有無	国立公文書館意見への対応(回答)
	(該当頁記載)	(該当する章、項を記載(例:6.1.1. プロジェクト管理))	仕様書行	(仕様書の文言を記載)	(ポイントを明確にして意見概要を記載)	(意見の提出理由を記載)		
1	19	9.1 基本要件	453	インターネット回線のサーバ機能の接続点の通信を監視していること。	インターネット回線のサーバ機能の接続点とはどういった接続点を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	受注者の責任範囲を明確にするためにご教示いただきたく存じます。		閉域網内に設置するファイヤーウォールを想定している。
2	32	12.2.7.メール中継サーバ	897	アカウント及びディスク容量の料金が、アカウント数、ディスク容量の使用数に応じた従量制である場合、アカウント数を320アカウント、容量を5GBとして入札書を記載すること。	911行のix)に、「容量は本項 iv)、viii)併せて7GBとして入札書を記載すること。」と記載がございますが、オンラインストレージの容量は7GBで入札書に記載するという認識でよろしいでしょうか。	iv)とix)で入札書の記載する容量に重複が見られます。	○	調達仕様書(案)を修正する。 以下のとおり修正する(取り消し線部分を削除) 「iv) オンラインストレージのアカウント数は、メールアドレス数と同じ数を利用でき、メールアドレス数の増減に応じてアカウント数を変更できること。また、ディスク容量は5GB以上提供すること。アカウント及びディスク容量の料金が、アカウント数、ディスク容量の使用数に応じた従量制である場合、アカウント数を320アカウント、容量を5GBとして入札書を記載すること。」
3	40	16.3.1. ネットワーク運用要件	1176	トラフィックデータは2ヶ月間程度保存し、任意の期間のデータを出力可能なこと。	トラフィックデータの保存期間は最低1か月でも問題ございませんでしょうか。	複数月に渡るトラフィックデータは月次の運用報告資料で確認可能なため、データ出力の期間としては最低1か月の表記に変更いただきたく存じます。	○	調達仕様書(案)を修正する(下線部分を修正)。 以下のとおり修正する。 「トラフィックデータは1ヶ月間程度保存し、任意の期間のデータを出力可能なこと。」